

最高裁秘書第356号

令和4年2月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和4年1月7日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和3年9月、裁判所事務官高野将人（令和2年に明倫国際法律事務所で弁護士職務経験を開始した67期の裁判官）を判事補に任命することを決定した際に作成し、又は取得した文書（最高裁判所裁判官会議議事録は除く。）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第451号

令和4年2月21日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年9月、裁判所事務官高野将人（令和2年4月に明倫国際法律事務所で  
弁護士職務経験を開始した67期の裁判官）を判事補に任命することを決定した  
際に作成し、又は取得した文書（最高裁判所裁判官会議議事録は除く。）

2 苦情の申出がされた日

令和4年1月13日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第53号

(2) 謝問日

令和4年2月14日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第452号

令和4年2月21日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

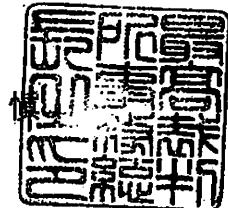
諮詢番号 令和3年度（最情）諮詢第53号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年2月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

#### 1 開示申出の内容

令和3年9月、裁判所事務官高野将人（令和2年4月に明倫国際法律事務所で弁護士職務経験を開始した67期の裁判官）を判事補に任命することを決定した際に作成し、又は取得した文書（最高裁判所裁判官会議議事録は除く。）

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和4年1月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出は、「令和3年9月に、裁判所事務官高野将人（令和2年4月に明倫国際法律事務所で弁護士職務経験を開始した67期の裁判官）を判事補として任命されるべき者に指名することを決定した際に作成又は取得した文書（最高裁判所裁判官会議議事録は除く。）」と整理した。

(2) 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「弁護士職務経験法」という。）に基づき判事補が弁護士となってその職務を行う場合、最高裁判所は、当該判事補を裁判所事務官に任命し（弁護士職務経験法第2条第3項）、

また、当該職務が終了するときは、当該裁判所事務官について、任命を不相当と認めるべき事由がない限り、判事補又は判事への任命に関し必要な手続をとらなければならないこととされている（弁護士職務経験法第7条第4項）。

(3) 最高裁判所は、令和3年9月、弁護士職務経験法に基づく弁護士の職務が終了した高野将人について、判事補として任命されるべき者に指名することを決定したが、その際に作成した文書は裁判官会議議事録のみである。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

(4) よって、原判断は相当である。